

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン改訂案（第8版（案））
新旧対照表に対する意見

該当箇所	意見
全般	<ul style="list-style-type: none">● 当連盟はこれまでも、放送コンテンツの適正な製作取引に関し、①放送事業者・番組制作会社の7団体で構成する「放送コンテンツ適正取引推進協議会」を通じた業界全体への周知・啓発活動や、②会員社に対する周知・啓発活動に取り組んでまいりましたが、今後もこれら自発的な取り組みを継続して実施していく所存です。● また、今後の製作取引をめぐる状況の変化等に応じて、放送コンテンツ製作取引実態調査を含め、適宜、ガイドラインに関する見直しを行うことを要望します。
27ページ 著作権の帰属等整理表	<ul style="list-style-type: none">● 契約形態の種別「局制作番組（民放）」に、⑤として、放送局と制作会社が著作権を共有する類型が新設されましたが、局制作番組という契約形態で一般的に想定されるのは、④の放送局に著作権が帰属するケースで、⑤に提示されたケースは、実際にはほとんど存在していないと認識しております。● 仮に存在するとしても、29ページに掲載された「放送局が局制作番組の製作に当たって、著作権が自社に帰属する前提で、制作会社に対し企画を募集した場合であっても、発注者と受注者の間で、番組の製作における役割分担等を十分に協議し、その結果として著作権が制作会社に帰属すると認められる」ようなケースであると考えております。● したがって、⑤については、丁寧な説明が必要であり、例外的なケースであることを記載することが適切であると考えます。